

要 望 書

2012（平成24）年9月24日

大阪市長 橋下 徹 様

緑の大阪
共同代表 野々上 愛
共同代表 亀井 大幹
緑の党・ひょうご（仮称）準備会
呼びかけ人 松本 なみほ.
「緑」の京都・準備会
共同世話人 長谷川 羽衣子
共同世話人 加藤 良太
みどりの未来・尼崎
代表 丸尾 牧

災害廃棄物の広域処理に係る近隣自治体住民等への説明について（要望）

時下、ますますご健勝のことと、お喜び申し上げます。

さて、御市は東日本大震災で発生したぐれきの広域処理に関して、舞洲工場で焼却し、その焼却灰を北港処分地に埋め立てること等の方針を示され、報道等では、今年11月にも試験焼却を行い、来年2月から本格的な処理を目指すとされています。

現在までに、震災がれきの総量は下方修正され、尼崎市等においては、国による震災がれきの広域処理方針の見直しなどを受け、受け入れ検討を終了したところです。

御市は大阪市民等、対象者を限定して説明会を開催してこられましたが、災害廃棄物の受け入れについて、冷静な議論がされていないように感じています。

そもそも、放射性物質は拡散すべきではないというのが、国際的な処理の原則です。被災地でがれきを処理、処分する方が、地元での経済効果、雇用効果もありますし、全体処理もスムーズに進みます。

また、震災がれき受け入れで、特に気になるのは、焼却処理についてです。焼却炉のバグフィルターで放射性物質が捕捉できるのかということは、周辺自治体の環境にとって、重要な問題です。埋立処理についても、慎重な対応が求められます。風評被害による漁業者や農業者等への補償はどのように対応されるのか不明です。

上記のことなどから、近隣自治体の住民や関係者に対しても、御市での災害廃棄物の処理に関する説明を行われるよう、強く要望いたします。

以上

窓口団体：みどりの未来・尼崎 〒660-0052 尼崎市七松町1-18-22 ☎070-5661-9030